

## 産業構造審議会 保安分科会の役割について

平成 24 年 12 月 4 日  
 商務流通保安グループ

火薬類の取締り、高圧ガスの保安、その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）については、これまで、総合資源エネルギー調査会の分科会等において調査審議が行われてきたが、今般、原子力安全・保安院の廃止による組織改編に伴い、これに代わるものとして産業構造審議会に保安分科会を設置し、一括して調査審議を行うこととなった（参考 1）。

近年、産業保安を巡っては様々な状況の変化が生じている。

昨年の東日本大震災によって、電力・ガスのライフライン等の産業保安施設が影響を受けたことをきっかけとして、自然災害全体に対する対応強化の必要性が高まっている。また、最近、日本を代表する製造事業者等における事故や保安に関する重大な義務違反が多発しており、対策が必要となっている。保安の確保は健全な産業の発展の大前提であり、このような事態に対応するために、企業経営における保安の位置付け、在り方を検討し、産業保安行政を見直していく必要がある。

さらに、技術革新や、再生可能エネルギーの導入促進といった社会環境の変化等を踏まえた科学的合理的な規制の実現が求められている。一方、産業保安の各分野において、技術の高度化に対応したより専門性の高い技術的議論が必要となっている。

このため、保安分科会において、これらの産業保安上の課題について、分野横断的に検討を行うとともに、同分科会の下に、主たる分野毎の小委員会を設け、より詳細な検討を行うこととなった。特に当面の検討課題は、別紙のとおり、

- ①自然災害への対応
- ②産業事故、保安義務違反への対応
- ③時代が要請する新たな課題への対応

の 3 つの論点とし、それぞれについて各小委員会での議論も踏まえて検討を行っていくこととなった。

（参考 1）原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令より抜粋  
 （平成二十四年九月十四日政令第二百三十五号）

（産業構造審議会令の一部改正）

第三十六条 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表に次のように加える。

保 安 分 科 会	一 経済産業省の所掌事務のうち火薬類の取締り、高圧ガスの保安その他の保安に関する重要事項を調査審議すること。 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十七条第一項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
-----------	--

## 各小委員会の設置について

経済産業省の所管する産業保安の各分野に係る検討については、これまで総合資源エネルギー調査会の各部会及び小委員会において行ってきたが、本年9月19日に保安分科会が設置されたことを受けて、保安分科会の下に、所管の分野毎に以下の小委員会を設置する。

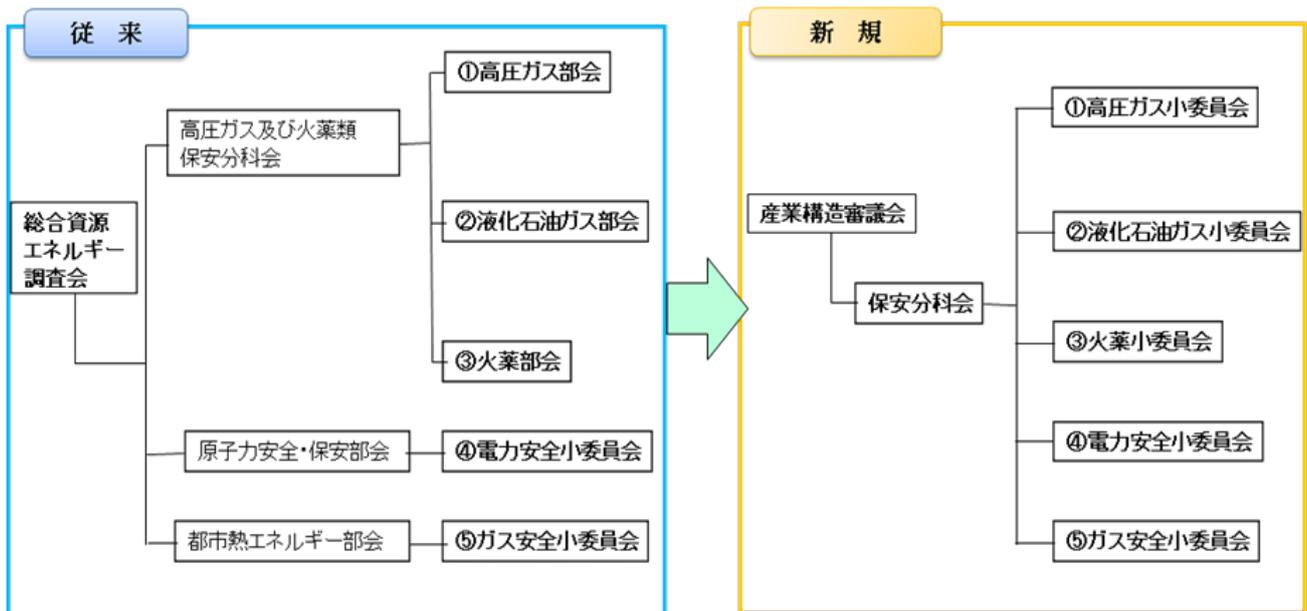
なお、各小委員会の長を務める小委員長については、小委員会に属する委員の互選で選出される者又は分科会長の指名する者がこれにあたる。また、より専門的な審議を行う必要がある分野については、ワーキンググループを設ける。（参考）

### 4. 電力安全小委員会

電気は、国民の生活や産業活動の基盤であり、ライフラインとして欠かせないものである。また、近年では太陽電池や電気自動車を始めとする電気の新たな利用形態の拡大が進んでいるが、電気は、感電、災害の原因となるリスクを有しているため国民の安全を守る必要がある。こうした中、電力分野を所管する経済産業省において、技術の進展や社会情勢の変化に則した、科学的・合理的な安全規制の在り方について検討を進める場が必要である。

このため、産業構造審議会の保安分科会に電力安全小委員会を設置し、発電設備（原子力を除く）や電気設備、電気工事に係る保安行政の在り方や規制の具体的内容について審議を行う。

（参照）



（参考）産業構造審議会運営規程より抜粋

第13条第3項 小委員会等に小委員長その他の長を置き、当該小委員会等に属する委員及び臨時委員

参考（第1回保安分科会資料より抜粋）

の互選で選出される者又は当該小委員会等に属する委員等のうちから分科会長の指名する者がこれにあたる。

第15条第1項 小委員会等は、その議決をもって、特定の事項を調査させるため、ワーキンググループその他の機関を置くことができる。